

## 一宮市新保健所設計業務プロポーザル実施要領

この要領は、一宮市新保健所設計業務プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に係る手続について必要な事項を定めるものである。

### 1 目的

令和4年3月に策定した「一宮市新保健所整備基本計画」（以下、「基本計画」という。）に基づき、一宮市新保健所に係る基本設計及び実施設計業務等を発注するに際して、多面的な検討を行い、行政や関係者と協議、調整を行いながら円滑に設計を練り上げていく能力のある設計者を選ぶことが重要であると考えている。また、設計を行っていく過程で市民の理解を求められる場合にも論理的な説明等十分対応可能な能力を有することが望まれる。

そこで、広い知見をもって様々な意見を取りまとめ、柔軟かつ高度な発想力、卓越した技術力、豊富な実績等を有し、取組意欲も高く、「市民の健康や衛生を支え、健康危機管理の専門的技術的拠点となる保健所」特に、十分な感染拡大防止対策が講じられ、安全・安心かつ迅速に試験検査業務を行える保健所庁舎の設計を実現できる、最も適した業者を選定するため、本要領により設計業務のプロポーザルを実施する。

### 2 業務の概要

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 委託業務名 | 一宮市新保健所設計業務委託   |
| (2) 業務内容  | 一宮市新保健所の建設に係る基本設計及び実施設計等                                  |
| (3) 履行期間  | 契約締結の日から令和5年10月31日まで                                      |
| (4) 発注者   | 一宮市   |
| (5) 契約限度額 | 160,160千円以内（消費税及び地方消費税を含む）<br>（内、令和4年度分支払い限度額 37,957千円以内） |
| (6) 選定方式  | 公募型プロポーザル方式   |

### 3 参加資格要件

次に掲げるすべての条件を満たしていること。

なお、プロポーザル参加申込書（以下「参加申込書」という。）提出者は、単体企業とし、設計共同体は認めない。

- (1) 地方自治体施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 令和4・5年度一宮市設計、測量、建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）の「建築設計」部門に登録され、その評点が270点以上であること。
- (4) 本プロポーザルの公告の日から技術提案書等の提出時までの期間において、一宮市建設工事等請負業者指名停止措置等に関する要領（平成13年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 愛知県内に、本店又は支店等を有し、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (6) 本プロポーザルの公告の日から技術提案書等の提出時までの期間において、「一宮市が行う事務又は事業から暴力団等の排除に関する合意書」（平成24年12月18日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結。以下「暴力団排除合意書」という。）に基づく排除措置を受けていないこと。

#### 4 業務実施上の要件

(1) 次に掲げるすべての条件を満たしていること。

ア 管理技術者(※1)は、一級建築士であること。

イ 管理技術者及び各分担業務分野(※3)の担当主任技術者(※2)は、参加申込書及び技術提案書等の提出者の組織に所属していること。

ウ 管理技術者及び記載を求める各担当主任技術者はそれぞれ1名であること。

エ 管理技術者が記載を求める各担当主任技術者を兼任していないこと。

オ 管理技術者は、公共施設(※4)である複合建築物又は単独建築物で、延床面積3,000㎡以上の施設の設計に関する完了実績(※5)を有すること。

(2) 協力者(協力事務所)を加える場合は次のとおりとする。

参加申込書提出者は、本業務に関して専門分野についての協力者(協力事務所)を加えることができる。協力者(協力事務所)については3の要件のうち、(1)、(2)、(4)及び(6)のすべてを満たしていること。

※1 「管理技術者」とは、一宮市設計測量等委託契約約款第10条第1項の規定に基づき受託人が定めた者のことをいう。

※2 「担当主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を統括する役割を担うものをいう。

※3 分担業務分野の分類は下表による

分担業務分野	業務分野
計画・意匠	平成31年1月21日付国土交通省告示第98号別添一第1項一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」及び「設備」のうち「昇降機等」(*)に係るもの
構造	同上における「構造」
電気設備	同上における「設備」のうち「電気設備」に係るもの(情報通信ネットワークに係る設備を除く)
情報通信ネットワーク設備	同上における「設備」のうち「電気設備」に係るもの(情報通信ネットワークに係る設備に限る)
機械設備	同上における「設備」のうち「給排水衛生設備」「空調換気設備」に係るもの
積算	建築物の設計図書に基づき各分野の工事に関する内訳書を作成する業務

\*「昇降機等」の分担は協議により変更可能とする。

※4 国又は地方公共団体が設計業務を発注した施設。

※5 平成24年4月以降に完了した基本設計もしくは実施設計いずれかの業務実績。

#### 5 プロポーザルの概要

(1) 名称

一宮市新保健所設計業務プロポーザル

(2) 担当部署

一宮市保健所保健総務課

担当：鵜野、伊藤、江端

〒491-0867 愛知県一宮市古金町1丁目3番地

電話 (0586) 52-3851

FAX (0586) 24-9388

e-mail hoken-somu@city.ichinomiya.lg.jp

一宮市ウェブサイト <https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/>

(3) 実施スケジュール

	内 容	実施日及び期間
1	実施要領発表・プロポーザル参加募集の公告	令和4年4月22日(金)
2	提出図書等の交付	令和4年4月22日(金)～5月13日(金)
3	プロポーザル参加申込書の提出期間	令和4年4月22日(金)～5月13日(金)※
4	質問書受付期間	令和4年4月22日(金)～5月13日(金)※
5	質問書への回答	令和4年5月20日(金) 予定
6	プロポーザル参加資格審査結果通知(メール)	令和4年5月20日(金) 予定
7	技術提案書等受付期間	令和4年5月24日(火)～6月6日(月)※
8	第1次審査	令和4年6月23日(木)
9	第1次審査結果通知	令和4年6月末
10	第2次審査(プレゼンテーション)	令和4年7月7日(木)
11	第2次審査結果通知	令和4年7月中旬
12	契約内容に関する詳細打ち合わせ	令和4年7月下旬
13	契約締結	令和4年7月下旬～8月上旬

※持参の場合は、9時から12時又は13時から17時まで(期間中の土曜日・日曜日及び祝日を除く)。

6 選定概要

本プロポーザルの審査は、二段階方式(第1次審査、第2次審査)で実施する。

ただし、参加申込総数が5者未満の場合は、第1次審査を実施しない。

(1) 技術提案書等の選定について

技術提案書等の選定を厳正かつ公正に行うため、「一宮市新保健所設計者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を置く。選定委員会は、当該業務に最も適した技術提案書等の選定までに係る審査を行う。審査は、価格以外の要素と価格を総合的に評価し、最も評価が高い者を受託候補事業者として選定する。

(2) 選定方法

審査段階	審査概要	選定数
第1次審査	別の要領で定める提出図書による書類審査	4者選定
第2次審査	第1次審査選定者を対象とした技術提案書等のプレゼンテーションによる審査	第1次審査選定者から以下のとおり選定 ・最優秀者1者 ・優秀者1者

(3) 関係資料の交付

① 交付資料

ア 一宮市新保健所設計業務プロポーザル実施要領

イ 一宮市新保健所設計業務プロポーザル提出図書作成要領(以下「作成要領」という。)

ウ 提出図書様式(参加申込書を含む。)

② 交付方法

一宮市ウェブサイトから入手すること。(ID:1048204)

## 7 参加申込書（様式 1-1）の提出

- (1) 提出期間  
令和 4 年 4 月 22 日(金)から令和 4 年 5 月 13 日(金)（必着）まで
- (2) 提出場所  
5(2)と同じ
- (3) 参加申込書提出部数及び提出方法  
1 部を持参又は郵送(ただし、5(2) あて書留郵便に限る。提出期限に必着。郵送の場合は、受領書等の返送のため、84 円切手を貼付した封筒（長形 3 号）を同封すること。)
- (4) 参加申込書の書式等  
書式及び記入方法は、作成要領による。

## 8 質問の受付及び回答

- (1) 作成方法  
提出書類等について質問がある場合は、質問書（様式 2）により文書で行うこととする。
- (2) 受付方法  
持参、郵送（書留郵便に限る。）、電子メールで受付する。FAX、電話、口頭による質問は受付ない。なお、持参以外の場合は、到着確認を行うこと。
- (3) 受付場所  
5(2)と同じ
- (4) 受付期間  
令和 4 年 4 月 22 日(金)から令和 4 年 5 月 13 日(金)17 時（必着）まで
- (5) 回答  
質問に対する回答は、一括して質問回答書として取りまとめたうえ、令和 4 年 5 月 20 日（金）（予定）までに、プロポーザル参加資格審査結果通知と同時に電子メールにより回答をする。

## 9 技術提案書等の提出

- (1) 提出期間  
令和 4 年 5 月 24 日(火)から令和 4 年 6 月 6 日(月)（必着）まで  
なお、見積書（様式 13）の提出期間については、第 1 次審査後に別途指示する。
- (2) 提出場所  
5(2)と同じ
- (3) 提出方法  
持参すること。郵送による提出は認めない。
- (4) 提出部数
  - ① 様式 1-2、様式 13 書面 1 部
  - ② 様式 3～様式 12 書面 11 部（様式 3～様式 10、様式 11～様式 12 をそれぞれ左上 1 箇所ステープラー留めすること。）
  - ③ 電子媒体 1 部(様式 1-2、様式 3～様式 12 を PDF 形式に変換し CD-R に書き込むこと。)なお、要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。
- (5) 書式等  
書式及び記入方法は、作成要領による。
- (6) その他  
参加申込書を提出した者であっても、技術提案書の提出を辞退することができるものとする。ただし、辞退する場合は、速やかに辞退届（様式任意）を提出すること。

## 10 技術提案書等の特定をするための評価基準

### (1) 第1次審査の選定基準

評価項目【配点】	評価事項
1 設計事務所の実績及び能力 【10点】	技術者・有資格者数、業務実績
2 担当技術者の経験及び能力 【20点】	管理技術者及び担当主任技術者（計画・意匠、構造、電気設備、情報通信ネットワーク設備、機械設備）の資格・経験、業務実績、繁忙度
3 業務の実施方針・手法及び提案 【80点】	(1) 業務実施方針の妥当性 (2) 技術提案の的確性・独創性・実現性

### (2) 第2次審査の特定基準

評価項目【配点】	評価事項
1 設計事務所の実績及び能力、担当技術者の経験及び能力 (第1次審査の評価点を引継ぐ。ただし配点は第1次審査の1/2とする。) 【15点】	第1次審査と同じ
2 業務の実施方針・手法及び提案 (プレゼンテーション及びヒアリングを踏まえた再評価を行う。) 【80点】	(1) 業務実施方針の妥当性 (2) 技術提案の的確性・独創性・実現性
3 プレゼンテーション及びヒアリング 【15点】	(1) 取組意欲 (2) 専門知識 (3) 説明の説得力
4 見積額 【10点】	提案見積金額

## 11 結果の公表及び通知

第1次審査及び第2次審査の審査結果は、原則として公表する。

(選定委員会の委員名、プロポーザル参加者総数、第1次審査選定者名、最優秀者名、優秀者名及び最優秀者の技術提案書)

なお、審査結果については、何人も異議を申し立てることはできない。

### (1) 第1次審査結果の通知

選定した者及び選定しなかった者には、その旨を書面により通知する。

### (2) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）について

第1次審査で選定された者を対象として、第2次審査において、技術提案書等のプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。第2次審査に出席しない場合、指示のあった期日までに有効な見積書の提出がない場合は、失格とする。

### (3) 第2次審査結果の通知

第2次審査にて、最優秀者、優秀者を各1者選定する。なお、審査結果は書面により通知する。

## 12 費用負担

参加申込書、技術提案書等の作成及びプレゼンテーション、ヒアリングに係る費用は提出者の負担とし、参加報酬等は、支払わない。

なお、プレゼンテーションで使用するパソコン、プロジェクター等の電子機器は、参加者が準備すること。

### 13 選定後の業務内容及び契約条件

#### (1) 業務内容

- ア 基本設計
- イ 実施設計
- ウ 地質調査（ボーリング）
- エ コスト縮減検討書の作成（ライフサイクルコストの試算、縮減手法のシミュレーション等を予定）
- オ 各種説明会・検討会議等への参加・協力（資料等作成を含む）
- カ 各種関係法令手続業務

#### (2) 契約者

一宮市

#### (3) 契約書の作成の要否

要する。

#### (4) 契約保証金

免除とする。

#### (5) 契約金額

原則として、第2次審査で提出した見積額の範囲内

#### (6) その他

契約の締結については、選定された最優秀者と市との間で、提案書に記載された項目に基づき協議を行い、契約における仕様書の内容を定め、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約の方法によることを原則とする。

ただし、最優秀者との契約が不調となった場合には、優秀者と交渉を行うものとする。  
なお、契約条項は、一宮市が定める契約書のほか委託契約約款による。

### 14 計画概要

別紙のとおり

### 15 暴力団の排除について

#### (1) 契約の締結

契約予定者決定から契約締結までの期間において、契約予定者が「一宮市が行う事務又は事業から暴力団等の排除に関する合意書」（平成24年12月18日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結。以下「暴力団排除合意書」という。）に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。

#### (2) 損害の賠償

暴力団等の排除措置により生ずる損害の賠償については、「暴力団排除合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがある。

#### (3) 妨害又は不当要求に対する届出義務

契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは、随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

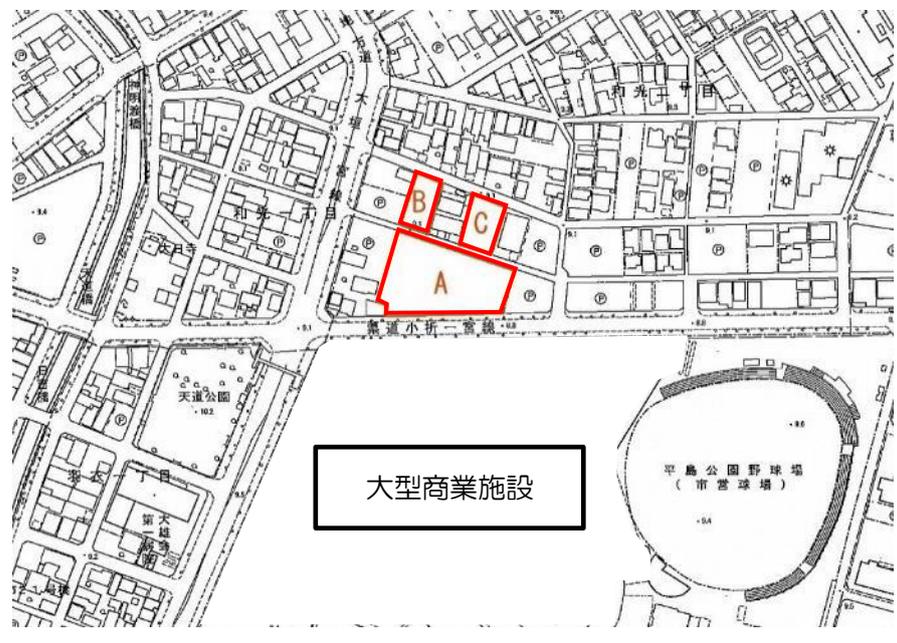
### 16 その他の事項

- (1) 本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時刻は日本の標準時、単位は計量法によるものとする。
- (2) 関連情報を入手するための窓口は、5(2)とする。ただし、「基本計画」等は、一宮市ウェブサイト（ID：1043549）から確認するものとする。

- (3) 次に掲げる者は、3の有資格者であっても、参加申込書を提出することはできない。
- ア 選定委員会委員及びその家族
  - イ 選定委員会委員及びその家族が主宰、役員、顧問をしている営利組織に所属する者
- (4) 選定委員会委員に直接、間接を問わず、本プロポーザルに関する接触を求めた者は失格とする。
- (5) 参加申込書提出後に、3の参加資格要件を一つでも満たさなくなった場合は失格となるものとする。
- (6) 参加申込書提出者が、4の業務実施上の要件を一つでも満たしていない場合は、審査の時点で失格とする。
- (7) 参加申込書、又は技術提案書等が次の条件の一つでも該当する場合には、無効となる場合がある。
- ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
  - イ 作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
  - ウ 記載すべき事項の全部、又は一部が記載されていないもの
  - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
  - オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (8) 提出された図書に虚偽の記載をした場合には、技術提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (9) 本プロポーザルにより本設計業務を受託した建設コンサルタント等（協力事務所も含む。）と資本・人事面等において関連のあると認められる製造業者及び建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことはできない。
- (10) 技術提案書等提出後において、技術提案書等に記載された内容の変更を認めない。また、技術提案書等に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者を選任することとし、選任にあたっては、発注者の了解を得ること。
- (11) 技術提案書等の取扱い
- ア 提出された技術提案書等を発注者の了解なく、公表、使用してはならない。
  - イ 提出された技術提案書等は返却しない。
  - ウ 提出された技術提案書等は、審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
  - エ 提出された技術提案書等に係る著作権は、提出者に帰属するが、発注者は、必要があると認めた場合に技術提案書等を公表できるものとする。なお、本設計業務を受託することになる提出者の技術提案書は公開する予定である。
- (12) 技術提案書等の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表、使用してはならない。
- (13) 本プロポーザルに係る現地説明会は開催しない。個別に現地見学等を行う場合は、周辺に迷惑が掛からないようにすること。

## 【計画概要】

## 1 計画予定地、敷地面積等

整備予定地	一宮市和光 2 丁目 1-12 他
敷地面積	敷地 A : 2,850.41 m <sup>2</sup> 敷地 B : 559.45 m <sup>2</sup> 敷地 C : 650.90 m <sup>2</sup> 合計 4,060.76 m <sup>2</sup>
用途地域	工業地域
地域指定	準防火地域
容積率／建蔽率	200% / 60%
高さ制限	無し
斜線規制	道路 : 1.5 p    隣地 : 31m+2.5    北側 : 無し
日影規制	無し
位置図	
その他	地中に旧一宮競輪選手管理センターの杭等の残置あり

## 2 建築条件

## (1) 施設構成

## ア 建物等

(下記構成は基本計画に基づくものであり、基本設計の中で詳細を詰めていくものとする。)

施設	諸室等	概算延床面積
保健所庁舎	・事務室    ・相談室    ・感染症対策関連室 ・試験検査室    ・会議室    ・倉庫、書庫    ・その他	約 4,300 m <sup>2</sup>
その他	・車庫    ・屋外倉庫	約 70 m <sup>2</sup>

## イ 駐車場

敷地 A 及び B に来所者用駐車場を、敷地 C に公用車用駐車場を必要台数整備する。  
詳細な台数については、基本設計の中で協議するものとする。

### 3 スケジュール及び概算建設費等

(1) スケジュール

令和4年度～令和5年度 基本設計及び実施設計（当該委託業務）

令和6年度～令和7年度 建設工事

令和7年度後半 新保健所開所

(2) 概算建設費

一宮市新保健所建設費として、およそ 22.3 億円を想定（建設、設備、外構工事、工事監理費を含み、備品購入費等は含まない。）

(3) 設計・調査実施範囲

- ・施設建設工事設計及びそれに伴う仮設、外構等の工事設計
- ・地質調査（ボーリング 8m×5 箇所、標準貫入試験）

### 4 その他

本計画概要の他、建設及びその他の条件については、原則として、基本計画のとおりとする。

なお、基本計画内に示すイメージ図については、あくまで一例である。

また、設計の中で基本計画に示した条件等を変更する必要がある場合は、発注者と十分協議し、了解を得た上で、変更することができるものとする。